

図Ⅱ-2-3.5 道路整備計画図



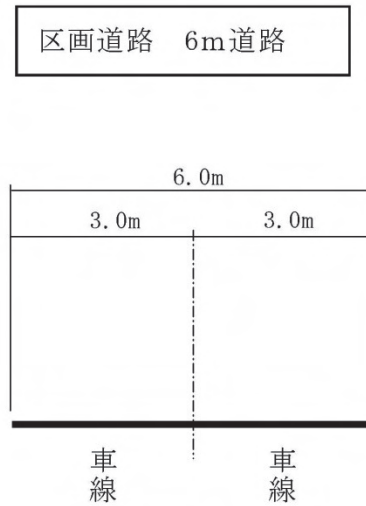
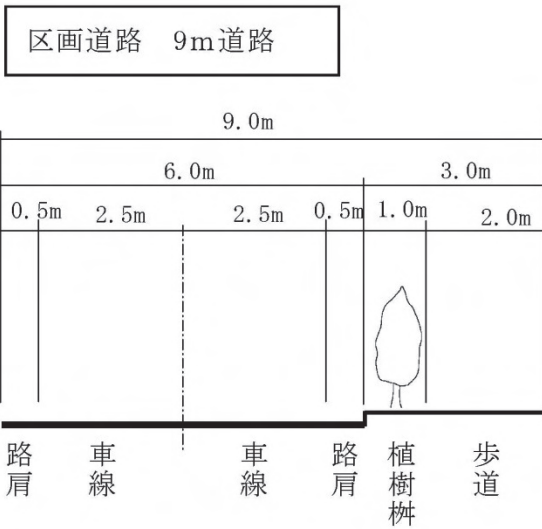
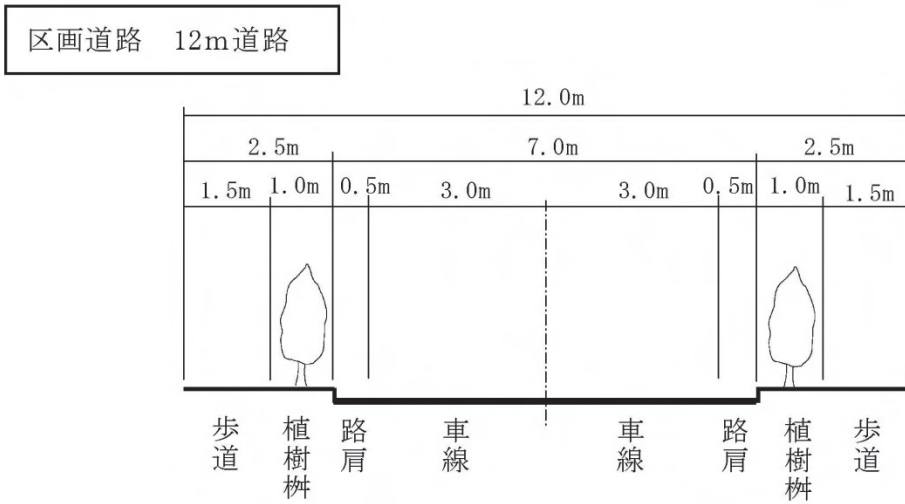
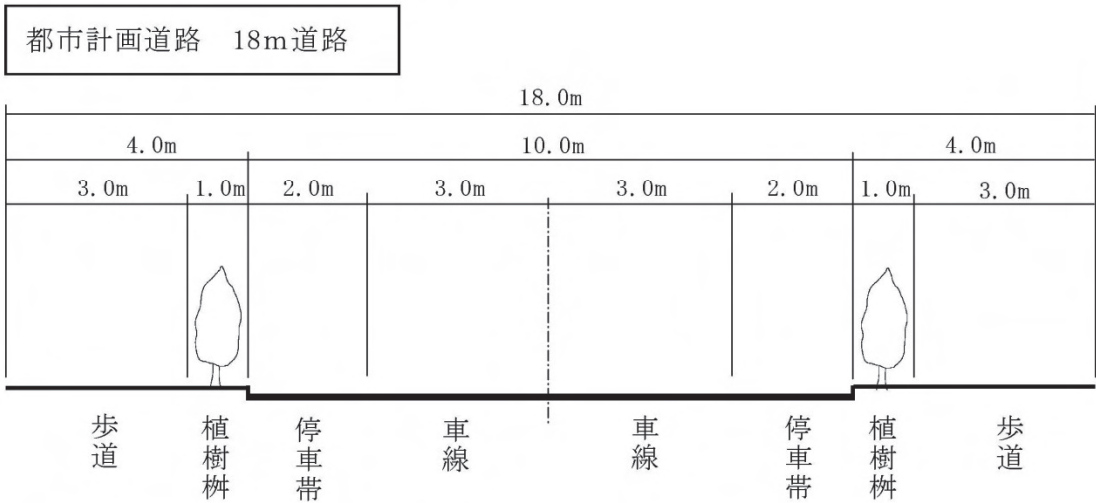
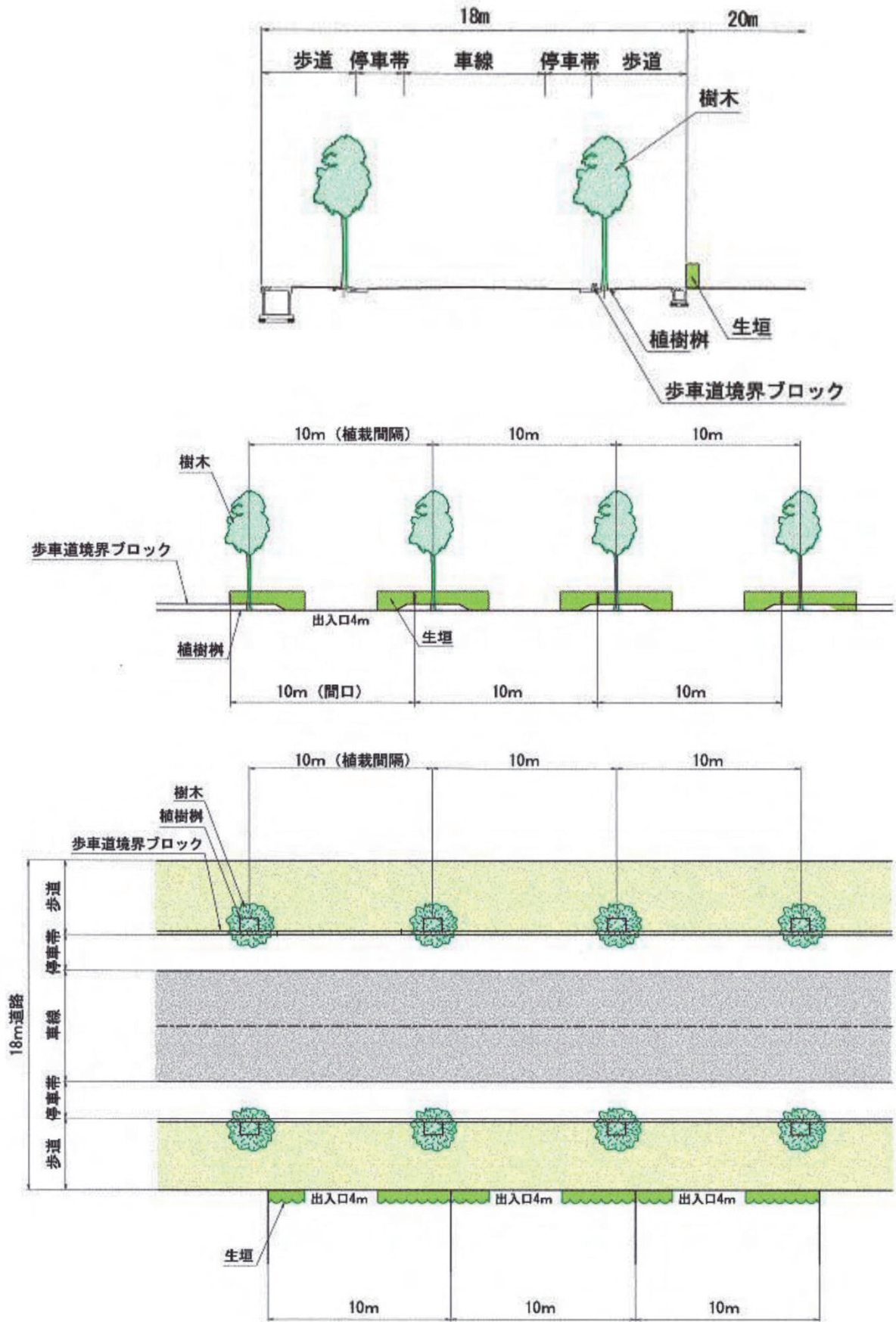


図 II-2-3.6 主要道路標準断面図



図Ⅱ-2-3.7(1) 街路樹植栽計画 (都市計画道路の場合)

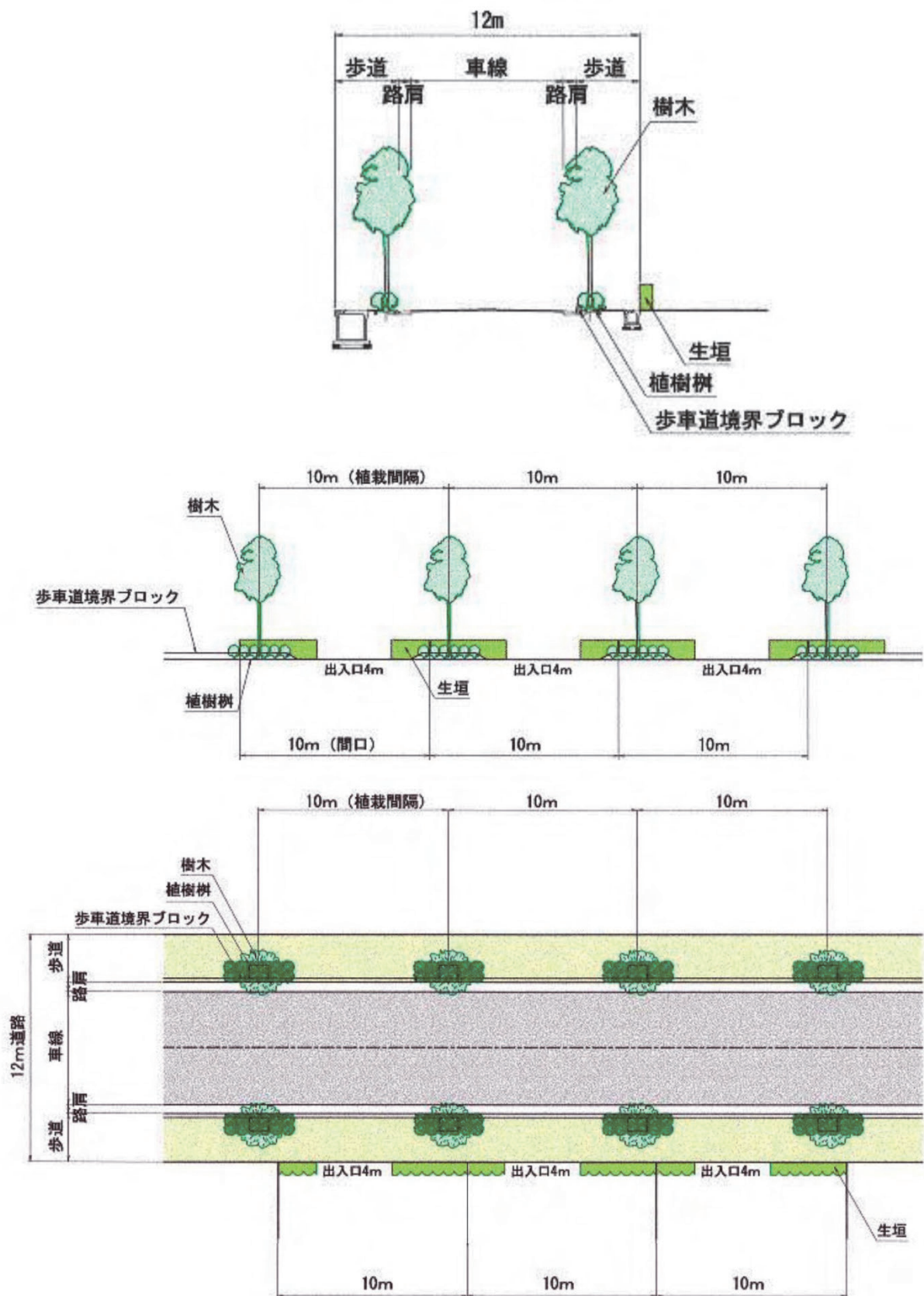


図 II-2-3.7 (2) 街路樹植栽計画 (ビオトープ園～2号公園の区画道路の場合)

## (6) 公園計画

### ア. 公園配置計画

公園は、表Ⅱ-2-3.8及び図Ⅱ-2-3.8に示すように近隣公園1カ所、街区公園4カ所、合計5カ所（面積3.7ha）を整備する。なお、公園面積は土地区画整理法（昭和29年 法第119号）で必要とされる3%（約2.0ha）以上を確保している。

公園の配置計画に当たっては、区画整理区域及び地区計画区域を一体として整備するため区画整理区域外ではあるが、本地区の中央部にある整備済みの常永公園を本計画の公園と一体的な位置づけを行い、誘致距離を勘案して公園を設けるものとした。常永公園を中心とした半径250mの誘致距離内には街区公園を設置する必要はないと考え、その周辺に街区公園を有機的に配置した。また、本地区内には社寺境内林が存在し、これらは現状保存されることから、これらの緑地も含めて公園の配置計画を検討した。

表Ⅱ-2-3.8 公園整備方針

公園種別		面積等	整備方針
近隣公園 (図Ⅱ-2-3.9)		2.9 ha	<p>多目的広場を主体とした公園とする。</p> <p>公園内には水田と畑からなる体験農園(約3,300㎡)を整備し、グリーンツーリズムの場、常永小学校の学校農園・栽培体験実習の場としての活用、一般市民の農業体験の場を提供する。</p> <p>また、公園南部の地下式調整池の上部にはその一部を利用してビオトープ園(4,347㎡)を整備し、地域の水生生物や鳥類、昆虫類等の生息環境を創出するとともに常永小学校等の児童に対する地域生態系の環境教育の場を提供する。</p> <p>さらに、常永公園の緑地及び常永小学校の緑地帯との連携を図り、ビオトープ園の緑地と結ぶ緑の回廊(1,634㎡)を公園西側に整備する。緑の回廊には体験農園とビオトープ園とを結ぶ水路を整備し、水田と池との水生生物の連続性を保つ。</p>
街 区 公 園	1号公園 (図Ⅱ-2-3.14(1))	0.2 ha	<p>かすみ堤と一体的に整備し、かすみ堤プラザにはかすみ堤の歴史等を記載した案内板を設置して、かすみ堤の歴史的意義と存在意義をアピールする場とする。</p>
	2号公園 (図Ⅱ-2-3.14(2))	0.2 ha	<p>土地区画整理事業によるエリア(新市街地)と地区計画エリア(既成市街地)との融合となる「地区の森」(290㎡)を創り込む。</p> <p>地区の森は、住居の間に整備されるため、クヌギ・コナラ・カエデ類等の落葉広葉(紅葉)樹、コブシ・サクラ等の花木を中心に植栽し、景観性に配慮した植栽とする。</p>
	3号公園 (図Ⅱ-2-3.14(3))	0.3 ha	<p>熊野神社と一体的な公園ととらえるととともに、上河東公会堂を建設する。地区のコミュニティの中心となるシンボル性の高い「鎮守の森」(300㎡)の創出を目指す。</p> <p>鎮守の森は本地域の潜在自然植生であるシラカシ林を構成する種(カシ類、ヤブツバキ、ヒサカキ、アオキ等の常緑樹及びクヌギ、コナラ、カエデ類等の落葉広葉樹、等)を中心に植栽し、地域の自然と調和した林を創出する。</p>
	4号公園 (図Ⅱ-2-3.14(4))	0.1 ha	<p>地区の河川の最下流部に位置する。調整池からの流出を受ける位置にあり、水を活用した公園整備を行う。</p>